総行資第68号総行収第14号総行支第486号

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省選挙部政治資金課長 (公印省略)

総務省選挙部収支公開室長 (公印省略)

総務省選挙部支出情報開示室長 (公印省略)

「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」の一部改正について

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第5号)が、令和3年2月1日から施行されたこと等に伴い、「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」(平成12年4月1日付け自治資第31号、自治収第3号)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しますので、通知します。

この通知は、令和3年4月1日から適用します。

「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」新旧対照表

改 正 後	改正前
1 総務大臣届出団体に係る収支報告書の受付等について	1 総務大臣届出団体に係る収支報告書の受付等について
(1) (略)	(1) (略)
(2) 受付及び審査等	(2) 受付及び審査等
①~④ (略)	①~④ (略)
⑤ 記載事項の訂正は、当該政治団体の会計責	⑤ 記載事項の訂正は、 <u>原則として</u> 当該政治団体の会計責
任者の押印 <u>又は署名</u> により行うこと。 <u>会計責任者以外の</u>	任者の押印により行うこと。
者の押印又は署名による場合は、当該者の本人確認及び	
当該者に訂正事務が委任されている旨の確認を行うこ	
<u>と。</u>	
⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)
$2 \sim 7$ (略)	$2 \sim 7$ (略)

別紙1 収支報告書送付票(令和 年分)

合計 団体

<u>都道府県名</u> 担当者名

_ 合計 団体

別紙 1

都道府県名 担当者名

年分)

政	治	整	受付	領	徴	振込	政治資	異	寄附金	備
寸	体	理	年月	収	難	明細	金監査	動	(税額)	考
名		番	日	書	明	書等	報告書	届	控除	
		号		等	細					

政	治	整	受付	領	徴	振込	政治資	異	寄附金	備
団	体	理	年月	収	難	明細	金監査	動	(税額)	考
名		番	日	書	明	書等	報告書	届	控除	
		号		等	細					

収支報告書送付票(平成

<記載要領>

- 1 「整理番号」欄は、毎年1月中に送付する受付一覧表に 掲げられたものを記載すること。
- 2 「領収書等」欄、「徴難明細」欄及び「振込明細書等」 欄には、領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の 明細書又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出 目的書の添付があるときに〇印を付けること。
- 3 「政治資金監査報告書」欄には、政治資金監査報告書の 添付があるときに○印を付けること。
- 4 「異動届」欄には、異動届を併せて提出するときに○印 を付けること。

特に、代表者の氏名の異動があるときは「代」と、会計

<記載要領>

- 1 「整理番号」欄は、毎年1月中に送付する受付一覧表に 掲げられたものを記載すること。
- 2 「領収書等」欄、「徴難明細」欄及び「振込明細書等」 欄には、領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の 明細書又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出 目的書の添付があるときに〇印を付けること。
- 3 「政治資金監査報告書」欄には、政治資金監査報告書の 添付があるときに○印を付けること。
- 4 「異動届」欄には、異動届を併せて提出するときに○印 を付けること。

特に、代表者の氏名の異動があるときは「代」と、会計

責任者の氏名の異動があるときは「会」と、団体の名称の 異動があるときは「名」と、主たる事務所の所在地の異動 があるときは「住」、国会議員関係政治団体に関する異動 があるときは「国」とそれぞれ記載すること。

- 5 「寄附金(税額)控除」欄には、寄附金(税額)控除のため の書類があるときに、その枚数を記載すること。
- 6 法第17条第2項の適用団体については、「備考」欄に 適用年を「○年17②」と記載すること。また、法第18 条第5項の規定により、政治団体の本部による解散の届出 がなされた支部については、「18⑤」と記載すること。
- 7 送付票は、定期分(法第12条第1項の規定によるもの)と解散分(法第17条第1項の規定によるもの)とで別 葉とすること。

責任者の氏名の異動があるときは「会」と、団体の名称の 異動があるときは「名」と、主たる事務所の所在地の異動 があるときは「住」、国会議員関係政治団体に関する異動 があるときは「国」とそれぞれ記載すること。

- 5 「寄附金(税額)控除」欄には、寄附金(税額)控除のための書類があるときに、その枚数を記載すること。
- 6 法第17条第2項の適用団体については、「備考」欄に 適用年を「○年17②」と記載すること。また、法第18 条第5項の規定により、政治団体の本部による解散の届出 がなされた支部については、「18⑤」と記載すること。
- 7 送付票は、定期分(法第12条第1項の規定によるもの)と解散分(法第17条第1項の規定によるもの)とで別業とすること。

別紙2

選 管 第 令和○年○月○日 別紙2

選 管 第 平成〇年〇月〇日

政治団体名

代表者〇〇〇〇様 会計責任者 ○○ ○○ 様

○○県選挙管理委員会委員長

政治団体名 代表者〇〇〇〇様 会計責任者 ○○ ○○ 様

○○県選挙管理委員会委員長

令和△年分及び令和□年分の政治資金収支報告書の提出について

平成△年分及び平成□年分の政治資金収支報告書の提出について

では、

では

貴団体におかれましては、今和△年分の収支報告書が現在○○ 県選挙管理委員会に届いておりません。収支報告書は、令和△年 中に活動を停止していた等の理由により収支がない場合につい ても提出義務がありますので、当選挙管理委員会まで至急提出し てください。

また、今和□年分の収支報告書についても、提出期限である今 和◇年○月○日(国会議員関係政治団体の場合は○月○日)まで に提出してください。

令和△年分及び令和□年分の収支報告書が、令和◇年○月○日 (国会議員関係政治団体の場合は○月○日)までに提出されなか った場合、政治資金規正法第17条第2項の規定により、令和◇ 年○月○日(国会議員関係政治団体の場合は○月○日)以後は、 政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出 をすることができないこととなりますので御留意願います。

なお、これに違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、同 法第23条の規定により罰せられますので、念のためお知らせい

貴団体におかれましては、平成△年分の収支報告書が現在○○ 県選挙管理委員会に届いておりません。収支報告書は、平成△年 中に活動を停止していた等の理由により収支がない場合につい ても提出義務がありますので、当選挙管理委員会まで至急提出し てください。

また、平成□年分の収支報告書についても、提出期限である平 成◇年○月○日(国会議員関係政治団体の場合は○月○日)まで に提出してください。

平成△年分及び平成□年分の収支報告書が、平成◇年○月○日 (国会議員関係政治団体の場合は○月○日)までに提出されなか った場合、政治資金規正法第17条第2項の規定により、平成◇ 年○月○日(国会議員関係政治団体の場合は○月○日)以後は、 政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出 をすることができないこととなりますので御留意願います。

なお、これに違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、同 法第23条の規定により罰せられますので、念のためお知らせい

たします。

※ 既に当選挙管理委員会へ収支報告書を提出済みの場合は、行き違いですので御容赦ください。

(参考)

[政治資金規正法第17条第2項]

政治団体が第12条第1項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第8条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

[政治資金規正法第8条]

政治団体は、第6条第1項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

[政治資金規正法第23条]

政治団体が第8条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

たします。

※ 既に当選挙管理委員会へ収支報告書を提出済みの場合は、行 き違いですので御容赦ください。

(参考)

[政治資金規正法第17条第2項]

政治団体が第12条第1項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第8条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

[政治資金規正法第8条]

政治団体は、第6条第1項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

[政治資金規正法第23条]

政治団体が第8条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

別紙 3				別紙 3			
73 37/154 (3)				73 1/12 (3			
○○県選挙管理委 次の団体は、政治 17条第2項の規定 治団体にあっては6 のために寄附を受け たので、同条第3項	法(昭和23年 <mark>令和</mark> ○年4月1 以後、政治活動 dをすることがで	(選挙運動を含む。) できない団体となっ	○○県選挙管理委員会告示第				
令和○年○月	〇日			平成〇年	-〇月〇日		
<u>,, ,,,</u> e , e , e , ,	○○県選	举管理委員会委員長 ○○ ○○	<u> </u>		○○県選	挙管理委員会委員長 ○○ ○○	
政治団体の名称 代表: ○○後援会 ○○ : :			主たる事務所の所在地 〇〇〇〇〇〇 :	政治団体の名称 ○○後援会 :		会計責任者の氏名 ○○二郎 :	0 0 0 0

別紙4

選管第 号 令和〇年〇月〇日

総務省選挙部政治資金課収支公開室長 殿

○○県選挙管理委員会書記長

政治資金規正法第17条第2項の規定の適用を受ける 総務大臣届出団体(国会議員関係政治団体分・国会議員関係政治 団体以外の政治団体分)について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 適用を受ける団体数 ○○団体
- 2 適用を受ける団体の名称等 別紙のとおり

(別紙)

〇〇県	政治団体の名称	代表者名	会計責任者名
111110	○○後援会	○○太郎	○○次郎
222220	△△会	△△一郎	△△二郎
333330	□□研究会	□□春子	□□夏子
444440	政治結社◎◎	◎◎秋子	◎◎冬子

<備考>

国会議員関係政治団体分と、国会議員関係政治団体以外の政治団体分とを別葉とすること。

別紙4

選管第 号 平成〇年〇月〇日

総務省選挙部政治資金課収支公開室長 殿

○○県選挙管理委員会書記長

政治資金規正法第17条第2項の規定の適用を受ける 総務大臣届出団体(国会議員関係政治団体分・国会議員関係政治 団体以外の政治団体分)について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 適用を受ける団体数 ○○団体
- 2 適用を受ける団体の名称等 別紙のとおり

(別紙)

〇〇県	政治団体の名称	代表者名	会計責任者名
111110	○○後援会	○○太郎	○○次郎
222220	△△会	△△一郎	△△二郎
333330	□□研究会	□□春子	□□夏子
444440	政治結社◎◎	◎◎秋子	◎◎冬子

<備考>

国会議員関係政治団体分と、国会議員関係政治団体以外の政治団体分とを別葉とすること。